ケース 11　ふるさと納税を通した地域活性化

キーワード：税金　税収格差　寄附金　使い道

1　学習内容

ふるさと納税による地域活性化への取組

2　学習目標

ふるさと納税制度の目的と仕組みを通して、その特徴や在り方について理解する。また、地元自治体の取組についても学習する。

3　学習指導要領において対応する科目、単元および学習内容

「マーケティング」

⑵　現代市場とマーケティング

ア　現代市場の特徴とマーケティングの発展

我が国における生産・流通・消費の動向、人口動態など市場環境の変化、消費者志向や社会志向などマーケティングの考え方や内容の変化及び様々な分野でマーケティングが重要となっている現状について理解させる。また、消費者保護や環境問題への対応、法令遵守など、現代市場における企業の社会的責任について理解させる。

「商品開発」

⑴　商品の企画

ア　環境分析

経済動向、技術動向、消費の傾向、消費文化など商品を取り巻く環境について理解させる。また、環境の分析結果を基に、企業が自社の特徴を踏まえて商品開発に関する意思決定を行う過程について理解させる。

「広告と販売促進」

⑵　広告と広報活動

エ　広報活動の意義と手法

広報活動の意義や役割について理解させる。また、効果的な広報の方法について、企業などによる広報の具体的な事例の考察を通して理解させる。

⑸　販売促進の発展と顧客満足の実現

ア　時代に応じた販売促進

ダイレクト・マーケティングや電子商取引など時代に応じた販売促進の意義や課題について、具体的な事例の考察を通して理解させる。

「ビジネス経済応用」

⑸　ビジネスの創造と地域産業の振興

ウ　地域ビジネス事情

身近な地域のビジネスの動向やビジネスに役立つ資源についての調査や研究を行わせる。また、その結果を基に、地域産業の振興のための具体的なビジネスアイディアの考案、その実現方策の立案及び地域や産業界への提案をする実習をさせるとともに、地域産業の振興への寄与の在り方について考察させる。

4　評価の観点

・ふるさと納税制度について関心をもち、目的や現状について探求しようとしている。【関心・意欲・態度】

・ふるさと納税を通した地域活性化の取組について理解している。【知識・理解】

・地域を活性化させる方法について思考を深め、基本的・基礎的な知識と技術を基に適切に判断し、導き出した考えを表現している。【思考・判断・表現】

事例　ケース 11　ふるさと納税を通した地域活性化

都市部と地方の格差是正

総務省発行パンフレット

北海道の夕張市が 2007 年、財政再建団体となって事実上破綻しました。これを機に、都市部と地方の税収格差の是正が活発に議論されるようになりました。これを受け、総務省は故郷を離れても、生まれ育った故郷に貢献できる方法として「ふるさと納税」制度を提唱しました。

国民の多くは地方で生まれ、その地で教育を受け、大切に育てられます。成長すると地方の人の多くは進学や就職で都市部に向かい、その地で働き、居住する都市に税金を納めます。納められた税金は、今住んでいる都市のために使われ、自分を育んでくれた地方で使われることはありません。これでは都市と地方の格差は広がるばかりです。

そこで、今は都市に住んでいても自分が生まれ育った地方に自分の意志で納税できる仕組みが必要だということで、2008 年に「ふるさと納税」がスタートしました。

「ふるさと納税」の仕組み

現在私たちは住民票のある地域に税金を納めています。サラリーマンであるなら給与から自動的に天引きされています。

ふるさと納税とは、新たに税金を納めるものではなく、自分の生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対する寄附金のことです。ふるさと納税をすると、寄附金のうち 2,000 円を超える部分について一定の限度額（家族構成や年収などで決まる）まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。例えば、都市部にあるＡ市に住む人が、Ｂ市という地方自治体にふるさと納税として寄附するとＡ市の住民税は税額控除によって減額され、地方自治体Ｂ市に納めた形になります。つまり、本来納めるはずの自治体から、応援したい自治体に住民税を納めたことになります。

ふるさと納税は、応援したい地方自治体への寄附金であるにもかかわらず「納税」という名前がついているのはこのためです。

増加する利用者や寄附金

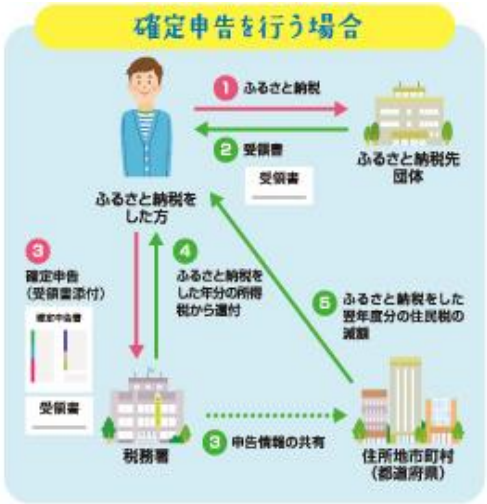

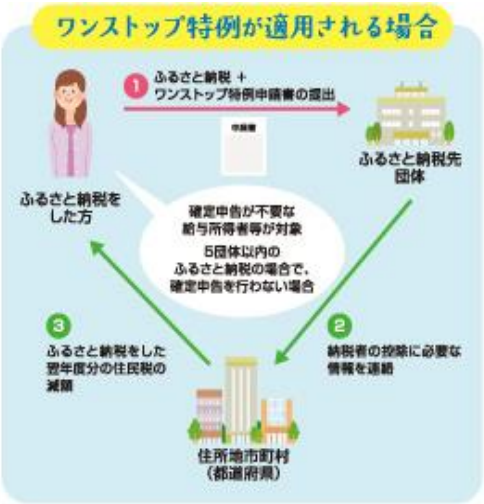

ふるさと納税が導入されて以降、しばらくの間は利用者数や納税額は横ばい状態が続きましたが、制度の浸透や 2011 年の東日本大震災を機に急増しました。

政府は、ふるさと納税による地方創世の促進をめざして、2015 年度の税制改正でふるさと納税制度の拡充を行いました。税制改正では、寄附金に対しての控除額が約２倍に増額されました。また、手続きの簡素化を図るため、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を設けました。これまで、確定申告が不要な給与所得者などは、ふるさと納税として寄附した自治体から送られる「寄附金の受領書」を用いて確定申告しないと、寄附金控除を受けることが出来ませんでした。ワンストップ特例制度の導入で、給与所得者などにとって大きなハードルだった確定申告が不要になりました。

このため、より多くの人が気軽にふるさと納税を活用でき、利用者数や寄附金の増加につながると期待されています。

寄附金の用途を選べる

税金を納めることは国民の義務です。しかし、納めた税金が何にいくら使われているかよく分かりません。ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附することで、町の発展に寄与するのが基本的な考え方です。

各自治体は、ふるさと納税を呼びかけるホームページを開設し、その中で寄附金の使用目的などを明示しています。このため、寄附者は自分のふるさとはもとより、各自治体が打ち出している施策を見極めて寄附金を納めることが出来ます。寄附を受けた自治体は、寄附した人の期待に応えるために、各々が掲げた施策の実現をめざします。地方が抱える問題は、地方の力で解決することが一番大切であり、これこそが地方自治の在り方です。ふるさと納税は、各自治体の取り組みを支援することに他なりません。

制度の趣旨と返礼品競争の間で

ふるさと納税という寄附金を納めてくれた人に、ほとんどの自治体は返礼品などを送って謝意を示しています。地元の特産品を返礼品として贈ることで、地元産業の振興にもつながります。

しかし、各自治体は多くの寄附を得ようと、高還元率の産品を用意するなど、返礼品競争が過熱しています。ふるさと納税に関するポータルサイトも登場し、各自治体が掲げる政策とともに返礼品が紹介されているほどです。総務省からも「寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を」と注意勧告がなされています。

各自治体はそれぞれの地域の特徴を生かした施策を打ち出し、魅力ある町づくりを目指していく。こうした取組を、ふるさと納税という形でお金を寄附して支援するのが本来の目的です。各自治体は、このふるさと納税という制度を生かすために、創意工夫を凝らして魅力ある施策を競い合って欲しいものです。

・(参考Ｗｅｂ)「総務省　ふるさと納税」

〈 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html〉

・出典：「High School Times(Vol.58)」

2016/6/24 資料作成

ワークシート

ケース 11　ふるさと納税を通した地域活性化

（　　）年（　　）組（　　）番　氏名（　　）

1　ふるさと納税はどのような目的で提唱されたか、述べなさい。　【関心・意欲・態度】

2　ふるさと納税制度の特徴を述べなさい。　【知識・理解】

3　地元のふるさと納税について調べて、記入しなさい。　【知識・理解】

4　地元のふるさと納税の状況と他の自治体のものとを比較して気がついたことを述べなさい。
【思考・判断・表現】

5　「ふるさと納税を通した地域活性化」を通して、学んだこと・感じたことを書きなさい。
【思考・判断・表現】

ワークシート　解答例

ケース 11　ふるさと納税を通した地域活性化

（　　）年（　　）組（　　）番　氏名（　　）

1　ふるさと納税はどのような目的で提唱されたか、述べなさい。　【関心・意欲・態度】

北海道の夕張市が 2007 年、財政再建団体となって事実上破綻しました。これを機に、都市部と地方の税収格差の是正が活発に議論されるようになりました。これを受け、総務省は故郷を離れても、生まれ育った故郷に貢献できる方法として「ふるさと納税」制度を提唱しました。

2　ふるさと納税制度の特徴を述べなさい。　【知識・理解】

・ふるさと納税とは、新たに税金を納めるものではなく、自分の生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対する寄附金のことです。
・税金を納めることは国民の義務です。しかし、納めた税金が何に幾ら使われているかよく分かりません。ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附すると同時に、寄附者のご希望により、寄附金の活用コース（寄附金の使い道）を選択することができます。

3　地元のふるさと納税について調べて、記入しなさい。　【知識・理解】

各自調べたこと

4　地元のふるさと納税の状況と他の自治体のものとを比較して気がついたことを述べなさい。　【思考・判断・表現】

各自の意見

5　「ふるさと納税を通した地域活性化」を通して、学んだこと・感じたことを書きなさい。　【思考・判断・表現】

各自の意見